

平成22年度決算 県内市町村等の健全化判断比率等の概要(確報)

平成23年11月22日
沖縄県企画部市町村課

県内市町村等における平成22年度決算に基づく健全化判断比率等(確報)をとりまとめましたので、以下のとおりお知らせします。

今回公表する健全化判断比率及び資金不足比率について、平成23年10月17日に公表した速報値から変更のあった市町村等はありません。

1 要点

財政再生基準以上の団体はありません。

早期健全化基準以上の団体は、2団体(伊是名村、座間味村)。

いずれも4指標のうちの実質公債費比率が早期健全化基準(25%)以上。

伊是名村 実質公債費比率26.2% (H21 28.4%)

座間味村 実質公債費比率25.3% (H21 26.8%)

当該2村については、平成21年度末に「財政健全化計画」を策定しており、自主的な改善努力による財政の健全化に取り組んでいるところです。

早期健全化基準から脱する団体は、1団体(伊平屋村)。

平成22年度決算において、実質公債費比率が早期健全化基準(25%)未滿となる。

伊平屋村 実質公債費比率22.6% (H21 26.3%)

経営健全化基準以上(資金不足比率が20%以上)の公営企業はありません。

2 健全化判断比率の概況

【資料1関係】

(1) 実質赤字比率

早期健全化基準(標準財政規模に応じ11.25%～15%)以上の団体はありません。
(全団体において実質赤字額はないため、資料1で比率の表示はありません。)

* 実質赤字比率…福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の普通会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

(2) 連結実質赤字比率

早期健全化基準(標準財政規模に応じ16.25%～20%)以上の団体はありません。
(全団体において実質赤字額はないため、資料1で比率の表示はありません。)

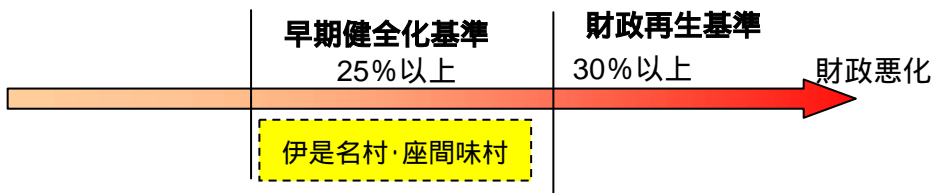
* 連結実質赤字比率…普通会計に公営事業の会計の収支を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化したもの。

(3) 実質公債費比率

早期健全化基準(25%)以上の団体は、伊是名村、座間味村の2団体となっています。

伊是名村 26.2%
座間味村 25.3%

* 実質公債費比率…借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したもの。



(4) 将来負担比率

早期健全化基準(350%)以上の団体はありません。

* 将来負担比率…普通会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

3 資金不足比率の概況

(1) 算定を行った公営企業会計数 : 99会計
 県内の市町村、一部事務組合(県が加入するものを除く)等において、公営企業を営営するものとして、資金不足比率の算定を行った会計

(2) 資金不足比率の生じた(資金不足額の生じている)公営企業会計 : **3会計**

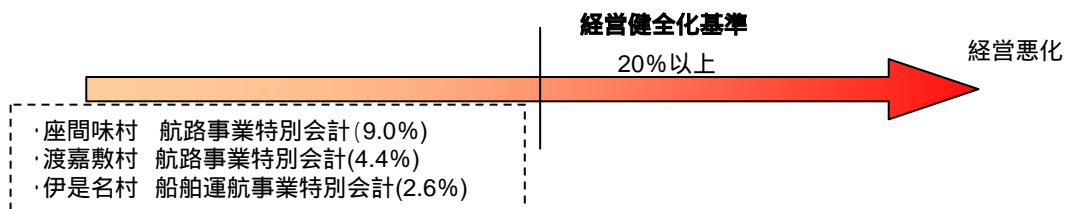
座間味村 航路事業特別会計(交通事業) : 9.0% (H21 5.7%)

渡嘉敷村 航路事業特別会計(交通事業) : 4.4% (H21 0.6%)

伊是名村 船舶運航事業特別会計(交通事業) : 2.6% (H21 19.9%)

平成22年度決算においては、資金不足比率が20% (経営健全化基準)以上となった会計はありません。

* 資金不足比率・・・公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの



平成20年度決算

- ・渡嘉敷村 航路事業特別会計(4.6%)
- ・座間味村 簡易水道事業特別会計(57.2%)
- ・座間味村 航路事業特別会計(2.0%)
- ・伊是名村 簡易水道事業特別会計(92.7%)
- ・伊是名村 船舶運航事業特別会計(57.0%)
- ・伊平屋村 水道事業特別会計(0.1%)

平成21年度決算

- ・渡嘉敷村 航路事業特別会計(0.6%)
- ・座間味村 簡易水道事業特別会計(12.6%)
- ・座間味村 航路事業特別会計(5.7%)
- ・伊是名村 船舶運航事業特別会計(19.9%)

4 まとめ

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の観点から最低限必要な指標として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定められているものです。

早期健全化基準を下回っていることをもって、ただちに財政状況が健全であると判断することは適切ではなく、基準該当にかかわらず全市町村において、健全な財政運営への不断の取組が必要といえます(公営企業についても同様)。

早期健全化団体である座間味村、伊是名村の2村については、できるだけ早い時期に、実質公債費比率が早期健全化基準を下回るよう各村が定めた「財政健全化計画」に基づき、新規地方債の発行の抑制、繰上償還の実施、公営企業の健全化による繰出金の抑制などに取り組んでいくこととしています。